

## 改定女性活躍推進法に基づく一般事業主 行動計画

女性活躍推進法に基づき、以下のとおり行動計画を策定いたします。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日まで (5年間)

2. 内容

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

目標1：管理職に占める女性労働者の割合を、3.5%から10%へ増やし、女性の活躍の幅を広げます。

<取組>

令和4年6月～

- ・一般職等から総合職等への転換制度の積極的な運用
- ・短時間勤務制度・フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方の実現
- ・従来、男性労働者中心であった職場への女性労働者の配置拡大と、それによる多様な職務経験の付与

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

目標2：育児休業制度への理解を浸透させ、育児休業の取得、職場復帰向上に取り組む

<取組>

令和4年4月～

- ・育児休業、介護休業取得の啓蒙を行い、一時的な環境の変化による退職を避けることで女性の勤続年数を増やす
- ・育児休業からの復職者を部下に持つ上司に対する適切なマネジメント・育成等に関する研修等

○常時雇用する女性労働者の割合（令和4年2月末時点）

47名/140名 34%

○女性の育児休業取得率（令和4年2月から過去1年）

1名/1名 100%

令和4年3月1日

株式会社エイジェックスポーツマネジメント